

教育長契約の範囲の一部改正について

練馬区契約事務規則（昭和39年9月練馬区規則第6号）第3条の規程に基づき、区長が契約事務を教育長に委任している契約（以下「教育長契約」という。）の一部について、委任を行わないことにするため、下記とおり改正を行う。

記

1 改正内容

(1) 現行

契約の種類 予定価格	物品の購入	役務の提供	物品の賃貸借	工事の請負
40万円以下	課長契約	課長契約	課長契約	課長契約
40万円超 50万円以下				
50万円超 80万円以下				
80万円超 100万円以下	教育長	教育長	教育長	
100万円超 130万円以下	区長契約	区長契約	区長契約	教育長
130万円超 300万円以下				
300万円超				

※1 区立学校に令達された経費に基づく契約は、全額教育長に委任。

※2 少年自然の家に関する運営上必要な経費に基づく予定価格1,000万円以下の契約は教育長に委任。

(2) 改正案

契約の種類 予定価格	物品の購入	役務の提供	物品の賃貸借	工事の請負
40万円以下	課長契約	課長契約	課長契約	課長契約
40万円超 50万円以下				
50万円超 80万円以下				
80万円超 130万円以下	区長契約	区長契約	区長契約	区長契約
130万円超 300万円以下				
300万円超				

※ 区立学校に令達された経費に基づく契約は、全額教育長に委任。

(3) 改正日程

平成23年12月 規則等改正

平成24年4月1日以降に締結する契約について適用

2 改正の効果

(1) 入札における公平性の確保

指名入札案件において、総務部経理用地課が一括して指名案を作成するため、練馬区が行う入札案件全体として各事業者の指名回数の公平性を確保することが可能になる。

(2) 電子入札への対応による参加者の利便性の向上

教育長契約を行う学校教育部庶務課ではシステム上、電子入札の執行が不可能である。改正により総務部経理用地課が一括して入札事務を行うため、全入札案件を電子入札化することが可能になり、参加者の利便性が向上する。

(3) 契約事務の効率化

入札事務を行う部署が、契約事務を主要業務として行う総務部経理用地課に統合されることにより業務の効率性が向上する。

(参考) 契約案件数 (平成22年度)

区長契約1951件(うち教育委員会部局契約368件)、教育長契約133件

契約の種類		契約部署	件数	
準備契約		区長契約 945件	(229)	
		教育長契約 76件		
通常契約	物品・委託等	区長契約 611件	(134)	
		教育長契約 45件		
	工事の請負	区長契約 395件	(5)	
		教育長契約 12件		